

下水道土木工事施工管理基準及び規格値

令和7年4月

境港市 建設部 下水道課

下水道土木工事施工管理基準及び規格値 目次

I	下水道土木工事施工管理基準及び規格値	項
1.	目的	1
2.	適用	1
3.	構成	1
4.	管理の実施	1
5.	管理項目及び方法	1
6.	規格値	1
7.	その他	1

表一-1 出来形管理基準及び規格値 表一-2 品質管理基準及び規格値

II 写真管理基準	項目
1. 適用範囲	2
2. 工事写真の分類	2
3. 工事写真の撮影基準	2
4. 写真の省略	2
5. 写真の編集等	2
6. 撮影の仕様	2
7. 撮影の留意事項	2
8. 整理提出	2
9. その他	2

表-3 品質管理写真撮影箇所一覧表 品質写真_1~3
 表-4 出来形管理写真撮影箇所一覧表 出来形写真_1~7

(参考) 新旧对照表

I 下水道土木工事施工管理基準及び規格値

この下水道土木工事施工管理基準は、土木工事共通仕様書〔最新の〕第I編I-1-24「施工管理」に規定する下水道土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

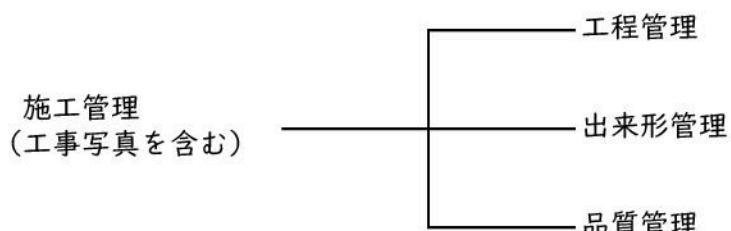
一、目的

この基準は、下水道土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、発注する下水道土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して他の方法によることができる。

3. 構成



4. 管理の実施

鳥取県県土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

5. 管理項目及び方法

ここに規定されていない工種・項目については、鳥取県県土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

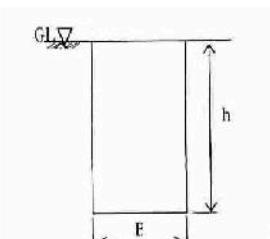
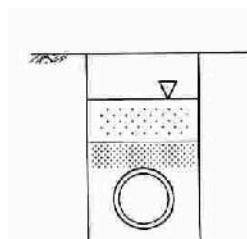
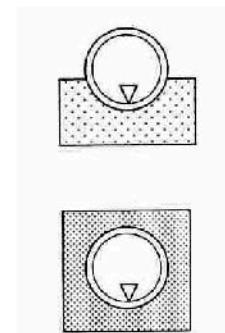
6. 規格值

鳥取県国土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

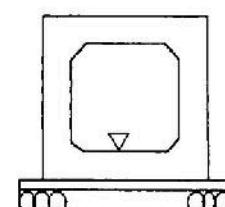
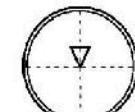
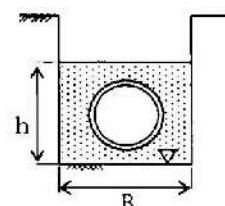
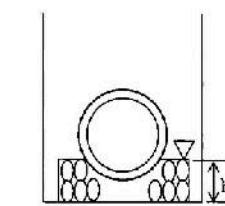
7. その他

鳥取県国土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

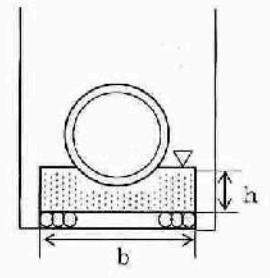
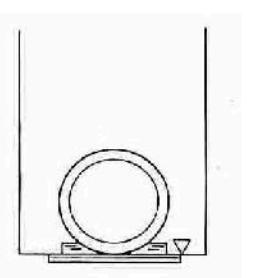
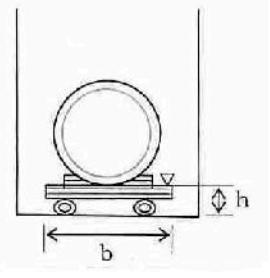
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	I 管路	3 管路工 (開削)	3 管路土工	管路掘削	深さ h 幅 B	±30 -50	マンホール間ごとに1箇所測定ただし、マンホール間距離が5m以下の箇所については、管理不要とする。		
下水道	I 管路	3 管路工 (開削)	3 管路土工	管路埋戻	基準高▽ (舗装天からの下がり)	±30	マンホール間ごとに1箇所測定ただし、マンホール間距離が5m以下の箇所については、管理不要とする。 また、舗装天からの下がり計測でよいこととする。		
下水道	I 管路	3 管路工 (開削)	4 管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高▽ 中心線の変位 (水平) 勾配 延長 ℓ	±30 ±50 ±20% $\ell \leq 10\text{m}$ $\ell > 10\text{m}$	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。		

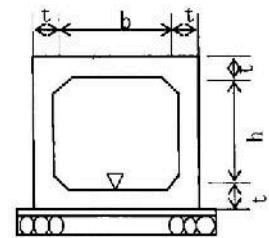
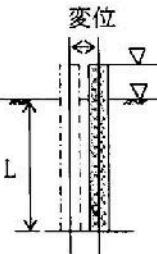
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	4管布設工	矩形渠(プレキャスト)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長20mにつき1箇所の割合で測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	-ℓ/500 かつ-200			
					総延長 L	-200			
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	4管布設工	圧送管	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					総延長 L	-200			
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	5管基礎工	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 B	-50			
					厚さ h	-30			
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	5管基礎工	碎石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
					幅 B	-50			
					厚さ h	-30			

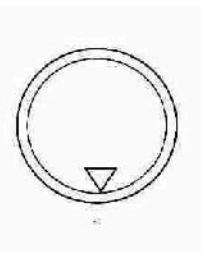
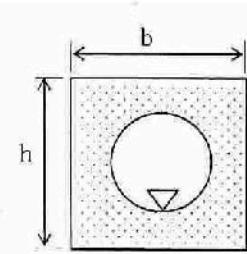
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	5管基礎工	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	5管基礎工	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	5管基礎工	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		

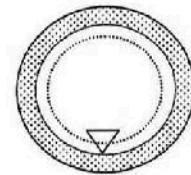
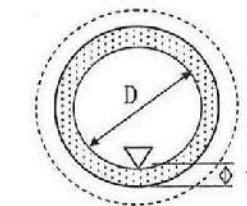
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	6水路築造工	現場打水路	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)、幅、高さ、厚さは、I打設長ごとに両端部等を測定する。I打設長さが20m以上の場合は、20mにつき1箇所の割合で測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					幅 b	-30			
					高さ h	±30			
					厚さ t	-20			
					勾配	±20%			
					延長 ℓ	-ℓ/500 かつ-200			
					総延長 L	-200			
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	7管路土留工	鋼矢板土留	基準高▽	±50	施工延長20mにつき1箇所測定する。20m未満は、I施工箇所につき2箇所測定する。		
					根入長 L	設計値以上			
					変位	100			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	I管路	4,5管きよ工(小口径推進、推進)	3推進工	推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					勾配	±20%			
					延長ℓ	$\ell \leq 10m$	-20	延長ℓはマンホール間を測定する。	
						$\ell > 10m$	$-\ell/500$ かつ-200		
					総延長L		-200		
下水道	I管路	4,5管きよ工(小口径推進、推進)	3推進工	空伏工	基準高▽	±50	I施工箇所ごとに測定する。		幅b、高さhについては、施工方法によっては管理不要とする。
					幅b	-30			
					高さh	-30			
					中心のずれ	±50			
					勾配	±20%			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工 種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	I管路	6管きょ工(シールド)	3一次覆工	掘進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。		
					中心線の変位(水平)	±100			
					延長ℓ	-ℓ/500かつ-200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長L	-200			
下水道	I管路	6管きょ工(シールド)	4二次覆工	二次覆工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					中心線の変位(水平)	±50			
					二次覆工厚t	-20	二次覆工厚は、1打設につき端面で上下左右4点を測定する。		
					仕上がり内径D	±20	仕上がり内径は、施工延長40mにつき1箇所測定する。		
					勾配	±20%			
					延長ℓ	-ℓ/500かつ-200	延長ℓはマンホール間を測定する。		
					総延長L	-200			

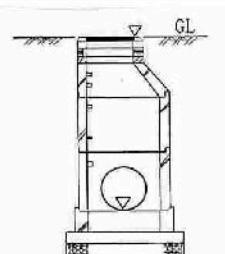
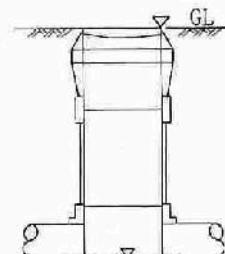
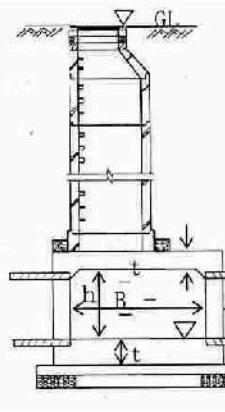
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	I管路	7管きよ更生工	3管きよ内面被覆工	反転・形成工法	仕上がり内径 D	-	Iスパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径についてIスパンの中間部付近でも測定する。それぞれ更生管円周上の6箇所で測定する。更生後24時間以降経過した内径に対して計測し記録する。更生管厚は、更生工事前に既設管きよの内径を測定し、更生後に同方向での更生管きよの内径を測定し、結果を差し引くことで確認する。		
					更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。			
下水道	I管路	7管きよ更生工	3管きよ内面被覆工	製管工法	仕上がり内径 (高さ・幅)	平均内径が設計更生管径を下回らないこと	Iスパンの上下流管口で測定する。人が入って測定できる場合は、仕上がり内径についてIスパンの中間部付近でも測定する。それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2箇所で測定する。		

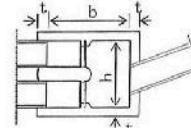
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1管路	8マンホール工	3現場打ちマンホール工	現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	-30			
					壁厚 t	-20			
					人孔天端高	±30			
下水道	1管路	8マンホール工	3現場打ちマンホール工	マンホール基礎工	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。		
					床掘深 H	±30			
					基礎工幅 B1	-50			
					基礎工高 h1	-30			
					コンクリート工幅 B2	-30			
					コンクリート工高h2	-10			

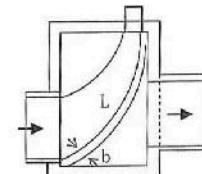
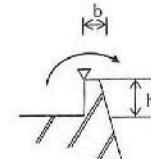
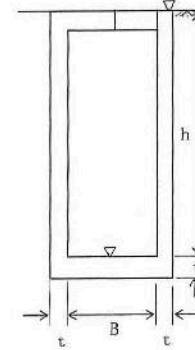
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	I管路	8 マンホール工	4 組立 マンホール工	組立マンホール工	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。		
下水道	I管路	8 マンホール工	5 小型 マンホール工	小型マンホール工	人孔天端高	±30	I施工箇所ごとに測定する。		
下水道	I管路	9 特殊 マンホール工	4 軀体工	現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。		

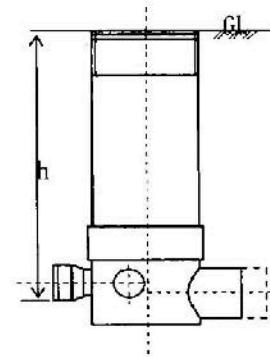
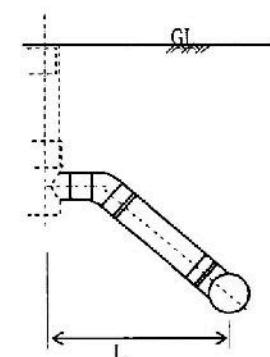
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	I管路	9特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工	伏せ越し室・雨水吐室	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。		
					幅 b (内法)	±30			
					高さ h	±30			
					厚さ t	-20			
下水道	I管路	9特殊マンホール工	伏せ越し管工	伏せ越し管	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。		
					中心線の変位 (水平)	±30			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
下水道	I 管路	9 特殊 マンホール工	越流堰 (雨水吐室)	越流堰 (雨水吐室)	基準高▽	±10	基準高は、中央部及び両端部を測定する。	 		
					幅b (厚さ)	±20	幅、高さ、延長は、I施工箇所ごとに測定する。			
					高さh (深さ)	±30				
					延長L(長さ)	-20				
下水道	I 管路	9 特殊 マンホール工	中継ポンプ施設	中継ポンプ施設	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。			
					幅、長さ B	-30				
					深さ h	-30				
					壁厚 t	-20				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	下水道	管路	10 ます設置工	4 ます設置工	公共ます	ます深 h	± 30	I施工箇所ごとに測定する。	
下水道	下水道	管路	10 ます設置工	5 取付管布設工	取付管	延長 (L)	-200	I施工箇所ごとに測定する。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
下水道	1管路	13立坑工		立坑工	基準高▽	±30	施工箇所ごとに測定する。		
					寸法 B	±100			
					深さ h	±30			
下水道	1管路	13立坑工		立坑土工	基準高▽	±30	施工箇所ごとに測定する。		
					碎石基礎幅b1	-50			
					碎石基礎厚t1	-30			
					底版コンクリート基準高	±30			
					底版コンクリート幅b2	-30			
					底版コンクリート厚t2	-10			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
鉄筋工	材料	その他	棒鋼の形状寸法		JIS G3112の規格に適合すること。	製造会社の「規格証明書」（品質を含む）又は「試験成績表」を提出する。		○
			引張り試験	JIS Z 2241	JIS G3112の規格に適合すること。	'規格証明書' のないものは試験を行う。		○
			曲げ試験	JIS Z 2248				
		施工前	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ・ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。 ③ふくらみの長さがI. ID以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下。 ⑤著しい垂れ下がり、焼き割れ、折れ曲がりがない。 熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない。 ②ふくらみの長さがI. ID以上。 ③著しい折れ曲がりがない。 ④軸心の偏心がD/10以下。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径ごとに自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。	・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 ・手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装着が正常で、かつ装着の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
鉄筋工	施工後	必須	外観検査	目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 折れ曲がり等 ノギス等による計測（詳細外観検査） 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ等	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。 ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がD490の場合は1.2倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径（径の異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部ずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。	熱間押抜法以外の場合 規格値を外れた場合は下記による。 いずれの場合も監督職員の承諾を得ること。 ①は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ②③は、再加熱し、圧接を加えて所定のふくらみに修正し、外観検査を行う。 ④は、圧接部を切り取って再圧接修正し、外観検査および超音波探傷検査を行う。 ⑤は、著しい焼き割れ及び垂れ下がりなどが生じた場合は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。	
					热間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない。 ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。			热間押抜法の場合 規格値を外れた場合は下記による。 いずれの場合も監督職員の承諾をえること。 ①②⑤は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ③は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査を行う。
		ガス圧接継手引張り試験	JIS Z 3120	供試体の全数が母材の規格強度以上あること。	原則として1組の作業班が行った1日の圧接箇所につき3ヶ所から採取した試験片で実施する。	JIS Z 3062を行った場合は必須ではない。	○	
		ガス圧接継手の超音波探傷検査	JIS Z 3062	検査数が30個以上の場合、不合格数が1個以下であれば当該ロットを合格とし、検査数が30個未満の場合は、全数が合格であれば当該ロットを合格とする。 なお、合否の判定は、エコー高24db以上を不合格とする。	検査数は、1ロット当たり10%以上し、1ロットの大きさは1作業班が1日に施工した箇所数とする。なお、自動ガス圧接と手動ガス圧接は別ロットとする。	JIS Z 3120を行った場合は必須ではない。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
鋼材	材料	その他	鋼材の型状寸法及び重量試験	JIS Z 2241 JIS Z 2242 JIS Z 2248	JIS G 3101 JIS G 3192 JIS G 3193 JIS G 3194 の規格に適合すること	製造会社の「規格証明書」を提出する。		○
			引張り試験	JIS Z 2241		「規格証明書」のないものは試験を行う。試験の回数は製造ロット及び断面が異なるごとに、質量20t以下は1回、20tを越える場合は20t毎及びその単数につき1回とする。		○
			曲げ及び衝撃試験	JIS Z 2242 JIS Z 2248				
基礎工	材料(砂)	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	75μmふるい通過量10%以下	材料の使用前「試験成績表」を提出する。		○
	材料(碎石C-40)	必須	骨材のふるい分け試験	JIS Z 1102	JIS A 5001 の規格に適合すること。	材料の使用前「試験成績表」を提出する。		○
	材料(割栗石)	必須	比重、吸水率、圧縮強さ		JIS A 5006 の規格に適合すること。	材料の使用前「試験成績表」を提出する。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工 (開削)	管きよ材料 (下水道用鉄筋コンクリート管)	必須	外観 形状・寸法 (カラー及びゴム輪を含む) 外圧強さ 水密性	目視による JSWAS A-I による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	検査項目 管軸方向のひび割れ 管周方向のひび割れ 管端面の欠損	判定基準 管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。 管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。 管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工 (開削)	必須	外観・形状 寸法 引張試験 偏平試験 負圧試験 耐薬品性試験 ピカット軟化温度試験	目視による JSWAS K-1 による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	検査項目 有害な傷 滑らかさ 割れ ねじれ 管の断面形状 実用上の真っすぐ	判定基準 管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない) 明らかな凹凸がないこと。 割れがないこと 著しいねじれがないこと 管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。 実用上、真っすぐであること。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工 (開削)	管きよ材料 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	必須	外観・形状 寸法 引張試験 偏平試験 負圧試験 耐薬品性試験 ピカット軟化温度試験	目視による JSWAS K-13 による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	検査項目 有害な傷 滑らかさ 割れ ねじれ 管の断面形状 実用上の真っすぐ	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、偏平試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
管布設工 (開削)	管きよ材料 (下水道用強化プラスチック複合管)	必須	外観・形状 寸法 外圧試験 耐薬品性試験 耐酸試験 水密試験	目視による JSWAS K-2 による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	検査項目 有害な傷 滑らかさ 実用上の真っすぐ	判定基準 管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない) 明らかな凹凸がないこと。 実用上、真っすぐであること。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、外圧試験、耐薬品性試験耐酸試験及び水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
管布設工 (開削)	管きよ材料 (下水道用ポリエチレン管)	必須	外観・形状 寸法 引張試験 偏平試験 水圧試験 偏平負圧試験 耐薬品性試験 熱間内圧クリープ試験 ピーリング試験 熱安定性試験 融着部相溶性試験 対候性試験	目視による JSWAS K-14 による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	検査項目 有害な傷 滑らかさ 割れ ねじれ 管の断面形状 実用上の真っすぐ	判定基準 管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない) 明らかな凹凸がないこと。 割れがないこと 著しいねじれがないこと 管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。 実用上、真っすぐであること。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、偏平試験、水圧試験、偏平負圧試験、耐薬品性試験、環境応力き裂試験、熱間内圧クリープ試験、ピーリング試験、熱安定性試験、融着部相溶性試験、対候性試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工 (開削)	管きよ材料 (下水道用レジンコンクリート管)	必須	外観、形状及び寸法 外圧試験 水密性試験 耐酸性試験 吸水性試験	目視による JSWAS K-11 による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工 (開削)	管きょ材料 (下水道用ボックスカルバート)	必須	外観 形状・寸法 コンクリートの圧縮強度試験 曲げ強度試験 接合部の水密性試験	目視による JSWAS K-12、 JSWAS K-13による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は、全数についてう。 (2) 形状・寸法及びコンクリートの圧縮強度試験、曲げ強度試験、接合部の水密性試験については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<p>管 き よ 材 料 (下 水 道 用 ダ ク タ イ ル 鋳 鉄 管)</p> <p>管布設工 (開削)</p>	必須	原管	JSWAS G-IIによる	<p>【外観検査】</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)</p> <p>(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</p>				

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管布設工 (開削)	管きよ材料 (鋼管)	必須	外観 形状・寸法 成分・機械的性質 非破壊又は水圧 塗装	目視による 日本下水道協会 下水道用資器材I類 の規定による JIS G 3443	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、成分・機械的性質は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管推進工	管きょ材料（下水道推進工法用鉄筋コンクリート管）	必須	外観・形状 寸法（カラー及びゴム輪を含む） 外圧強さ コンクリートの圧縮強度 水密性	目視による JSWAS A-2又はA-6による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 検査項目 管軸方向のひび割れ 管周方向のひび割れ 管端面の欠損 判定基準 管の長さ方向で管長の1/4以上（短管及び異形管の場合は1/3以上）にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れを含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは差し支えない。 管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。 管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
管推進工	管 きよ 材料 (下水道推進工法用ダクトタイル 鉄管)	必須	原管 内装 外装	JSWAS G-2による 目視による	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 原管、内装、外装における形状・寸法は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認												
管推進工	管きよ材料（鋼管）	必須	外観 形状・寸法 成分・機械的性質 非破壊又は水圧 塗装	目視による 日本下水道協会 下水道用資器材I類 の規定による JIS G 3443	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実用的に真っ直ぐ</td> <td>実用的に真っ直ぐであること。</td> </tr> <tr> <td>両端は管軸に対して直角</td> <td>実用的に両端面は管軸に対して直角であること。</td> </tr> <tr> <td>有害な欠陥</td> <td>はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。</td> </tr> <tr> <td>仕上げ良好</td> <td>鋼面が平滑に仕上がってること。</td> </tr> <tr> <td>塗装及び塗覆装</td> <td>管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。	両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。	有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。	仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がってること。	塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。	(1) 外観検査は全数について行う。 (2) 形状・寸法、成分・機械的性質は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
検査項目	判定基準																			
実用的に真っ直ぐ	実用的に真っ直ぐであること。																			
両端は管軸に対して直角	実用的に両端面は管軸に対して直角であること。																			
有害な欠陥	はなはだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビードの不整がないこと。																			
仕上げ良好	鋼面が平滑に仕上がってること。																			
塗装及び塗覆装	管によく密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。																			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
シールド工	管きよ材料（シールド工事用標準コンクリート系セグメント）	必須	外観及び形状寸法試験	JSWAS A-4による	〔外観検査〕（下水道協会規格）		○			
	水平仮組検査		(1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。		(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。					
シールド工	管きよ材料（シールド工事用標準鋼製系セグメント）	必須	性能検査		(2)有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500リング及びその端数に1回行う。				
	単体曲げ試験		〔外観検査〕（下水道協会規格）							
シールド工	管きよ材料（シールド工事用標準鋼製系セグメント）	必須	継手曲げ試験		(1)有害なひび割れ、隅角部の破損等が無いこと。	○				
	ジャッキ推力試験		(2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。							
シールド工	管きよ材料（シールド工事用標準鋼製系セグメント）	必須	つり手金具引抜き試験		〔外観検査〕（下水道協会規格）					
	材料検査		JSWAS A-3による	〔外観検査〕（下水道協会規格）						
シールド工	管きよ材料（シールド工事用標準鋼製系セグメント）	必須		形状・寸法及び外観検査	(1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 (3)性能検査は設計図書の定めによる。				
	溶接検査			(2)有害な曲がり、そり等が無いこと。						
シールド工	管きよ材料（シールド工事用標準鋼製系セグメント）	必須		水平仮組検査	〔外観検査〕（下水道協会規格）					
	性能検査			(1)有害な曲がり、そり等が無いこと。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能についての検査は、工事中に1回行う。					
シールド工	管きよ材料（シールド工事用標準鋼製系セグメント）	必須		ジャッキ推力試験	(2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。					
	単体曲げ試験			〔外観検査〕（下水道協会規格）						

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認										
マンホール設置工	管きよ材（組立マンホール側塊）	必須	外観	目視による	<p>[外観検査]</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。</td> </tr> <tr> <td>端面の形状</td> <td>側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。	滑らかさ	側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。	端面の欠損	側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。	端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。	<p>(1) 外観検査は、全数について行う。</p> <p>(2) 形状・寸法、コンクリートの圧縮強度試験、軸方向耐圧試験、接合部の水密性試験、側方曲げ強さ試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
検査項目	判定基準																	
有害な傷	側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。																	
滑らかさ	側塊には、粗骨材が突き出していたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。																	
端面の欠損	側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。																	
端面の形状	側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。																	
管きよ材（下水道用鋳鉄製マンホール蓋）	形状・寸法	JSWAS A-11 による																
			コンクリートの圧縮強度試験															
			軸方向耐圧試験															
			接合部の水密性試験															
			側方曲げ強さ試験															
			外観・形状	目視による	<p>[外観検査]</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(2) 有害な傷が無く、外観がよいこと</p>	<p>(1) 外観・形状検査は、全数について行う。</p> <p>(2) 寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○										
			寸法・構造															
			材質試験															
			荷重たわみ試験															
			耐荷重試験															

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
マンホール足掛け金物	管きよ材（マンホール足掛け金物）	必須	外観	目視による	[外観検査] 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。	外観検査は全数について行う。		○		
			形状・寸法		品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。	(I) 芯材 JIS G 4303(SUS403, SUS304) JIS G 3507(SWRCH12R, SWCH12R) JIS G 3539(SWCH12R) の規格に適合すること。				
マンホール設置工	管きよ材（下水道用塩化ビニール製小型マンホール）	必須	材質				○			
			外観・形状	目視による JSWASK-9による。 内ふたは、 JSWAS K-7、 防護ふたは、 JSWAS G-3による。	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。			(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法		検査項目			判定基準		
			引張試験		有害な傷			マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）		
			荷重試験		滑らかさ			明らか凹凸がないこと。		
			負圧試験		割れ			割れがないこと。		
			耐薬品性試験		ねじれ			著しいねじれがないこと。		
			ビカット軟化温度試験							

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認									
ます 設 置 工	管 き よ 材 料 (下水道用 鋳鉄製 防護蓋)	必 須	外観・形状	目視による	<p>[外観検査]</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(2) 有害なきずが無く、外観がよいこと</p>	<p>(1) 外観・形状検査は、全数について行う。</p> <p>(2) 寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○									
			寸法	JSWAS G-3による													
			荷重たわみ試験														
			耐荷重試験														
			材質試験														
	管 き よ 材 料 (下水道用 硬質塩化 ビニル 製ます)	必 須	外観・形状	目視による	<p>[外観検査]</p> <p>(1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td><td>マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)</td></tr> <tr> <td>滑らかさ</td><td>明らか凹凸がないこと。</td></tr> <tr> <td>割れ</td><td>割れがないこと。</td></tr> <tr> <td>ねじれ</td><td>著しいねじれがないこと。</td></tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)	滑らかさ	明らか凹凸がないこと。	割れ	割れがないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	<p>(1) 外観・形状検査は、全数について行う。</p> <p>(2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びピカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>	
検査項目	判定基準																
有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)																
滑らかさ	明らか凹凸がないこと。																
割れ	割れがないこと。																
ねじれ	著しいねじれがないこと。																
寸法	JSWAS K-7 による。 防護ふたは、 JSWAS G-3、 立上り部は、 JSWAS K-1による。																
引張試験																	
荷重試験																	
負圧試験																	
耐薬品性試験																	
ピカット軟化温度試験																	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認										
ます設置工	管きよ材料（下水道用ポリプロピレン製ます）	必須	外観・形状 寸法 引張試験 荷重試験 負圧試験 耐薬品性試験 荷重たわみ温度試験	目視による JSWAS K-8 による。 防護ふたは、 JSWAS G-3に よる。	[外観検査] (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td><td>マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）</td></tr> <tr> <td>滑らかさ</td><td>明らか凹凸がないこと。</td></tr> <tr> <td>割れ</td><td>割れがないこと。</td></tr> <tr> <td>ねじれ</td><td>著しいねじれがないこと。</td></tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）	滑らかさ	明らか凹凸がないこと。	割れ	割れがないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
検査項目	判定基準																	
有害な傷	マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があってはならない。（かすり傷程度のものは差し支えない）																	
滑らかさ	明らか凹凸がないこと。																	
割れ	割れがないこと。																	
ねじれ	著しいねじれがないこと。																	

II 写真管理基準

1. 適用範囲

この写真管理基準は、下水道土木工事施工管理基準7の（1）に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

2. 工事写真の分類

鳥取県県土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

3. 工事写真の撮影基準

鳥取県県土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

4. 写真の省略

鳥取県県土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

5. 写真の編集等

鳥取県県土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

6. 撮影の仕様

鳥取県県土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

7. 撮影の留意事項

鳥取県県土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

8. 整理提出

鳥取県県土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

9. その他

ここに規定されていない工種・項目については、鳥取県県土整備部の「土木工事施工管理基準」に準ずる。

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
1	コンクリート工 (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類ごとに1回 [試験実施中]	
		スランプ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類ごとに1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの洗い分析試験		
2	鉄筋工 (ガス圧接)	レディーミクストコンクリート 単位水量測定	コンクリートの種類ごとに1回 [試験実施中]	
		外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
		ガス圧接手引張り試験	試験ごとに1回 [試験実施中]	
3	管布設工(開削) 管きょ材料 (下水道用鉄筋 コンクリート管)	ガス圧接継手の超音波探傷検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
		外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
4	管布設工(開削) 管きょ材料 (下水道用硬質塩化ビニル管)	外観検査・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
5	管布設工(開削) 管きょ材料 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	外観検査・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
6	管布設工(開削) 管きょ材料 (下水道用強化プラスチック複合管)	外観検査・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
7	管布設工(開削) 管きょ材料 (下水道用レジンコンクリート管)	外観検査・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
8	管布設工(開削) 管きょ材料 (下水道用ポックスカルバート)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
9	管布設工(開削) 管きょ材料 (下水道用ダクタイル鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
10	管布設工(開削) 管きょ材料 (鋼管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
11	管推進工 管きょ材料 (下水道推進工法用 鉄筋コンクリート管)	外観検査・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
12	管推進工 管きょ材料 (下水道推進工法用ダク タイル鑄鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
13	管推進工 管きょ材料 (鋼管)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
14	シールド工 管きょ材料 (シールド工事用標準コ ンクリート系セグメン ト)	外観検査 (下水道協会規格外) 形状・寸法検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
15	シールド工 管きょ材料 (シールド工事用標準鋼 製セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 材料検査 形状・寸法検査 溶接検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
16	管きょ更生工 更生材料 (反転・形成工法)	更生材の曲げ試験(短期) 更生材の耐薬品性能試験	試験毎に1回	最新版の「管 きょ更生工法 における設 計・施工管理 ガイドライン (案)」に準 拠して実施す る。
17	管きょ更生工 更生材料 (製管工法)	更生材の曲げ試験(短期) 更生材の耐薬品性能試験	試験毎に1回	
18	マンホール設置工 管きょ材料 (組立マンホール側塊)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
19	マンホール設置工 管きょ材料 (下水道用鑄鉄製マン ホールふた)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	

品質管理写真撮影箇所一覧

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
20	マンホール設置工 管きょ材料 (マンホール足掛け金物)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
21	マンホール設置工 管きょ材料 (下水道用塩化ビニル 製小型マンホール)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
22	ます設置工 管きょ材料 (下水道用鋳鉄製防護ふた)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
23	ます設置工 管きょ材料 (下水道用硬質塩化ビニル製ます)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
24	ます設置工 管きょ材料 (下水道用ポリプロピレン製ます)	外観・形状検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
25	基礎杭工 (既製杭)	外観検査	検査ごとに1回 [検査実施中]	
		超音波探傷試験		
		植固め液及び杭周固定液の圧縮 強度試験	試験ごとに1回 [試験実施中]	
		支持力試験		
26	基礎杭工 (場所打ち杭)	安定液等の孔内水位、安定液の 有効性試験	試験ごとに1回 [試験実施中]	
		支持力試験		

出来形管理写真撮影箇所一覧

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下水道	1 管路	3 管きょ工(開削)	3 管路土工		管路掘削	掘削状況	マンホール間ごとに1回 マンホール間距離が5m以下の箇所については、管理不要とする。 [施工中]		
						深さ	マンホール間ごとに1回 マンホール間距離が5m以下の箇所については、管理不要とする。 [掘削後]		
						幅			
下水道	1 管路	3 管きょ工(開削)	3 管路土工		管路埋戻	埋戻状況	マンホール間ごとに1回 マンホール間距離が5m以下の箇所については、管理不要とする。 [施工中]		
下水道	1 管路	3 管きょ工(開削)	4 管布設工		管布設(自然流下管)	布設状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]		
						中心線の変位(水平)	マンホール間ごとに1回 [布設後]		
下水道	1 案路	3 管きょ工(開削)	4 管布設工		矩形渠(プレキャスト)	布設状況	施工延長20mにつき1回 [施工中]		
						中心線の変位(水平)	施工延長20mにつき1回 [布設後]		
下水道	1 管路	3 管きょ工(開削)	4 管布設工		圧送管	布設状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]		
						中心線の変位(水平)	施工延長40mにつき1回 [布設後]		
下水道	1 管路	3 管きょ工(開削)	5 管基礎工		砂基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]		
						幅	マンホール間ごとに1回 [施工後]		
						厚さ			

出来形管理写真撮影箇所一覧

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	5管基礎工		碎石基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	
						幅	マンホール間ごとに1回 [施工後]	
						厚さ		
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	5管基礎工		コンクリート基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	
						幅	マンホール間ごとに1回 [施工後]	
						厚さ		
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	5管基礎工		まくら土台基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	5管基礎工		はしご胴木基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	
						幅	マンホール間ごとに1回 [設置後]	
						厚さ		
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	6水路築造工		現場打水路	施工状況	施工延長20mにつき1回 [施工中]	任意仮設の場合は除く
						中心線の変位(水平)	施工延長20mにつき1回 [施工後]	
						幅		
						高さ		
						厚さ		
下水道	I管路	3管きよ工(開削)	7管路土留工		鋼矢板土留	打込状況	施工延長20mにつき1回 [打込中]	任意仮設の場合は除く
						根入長	施工延長20mにつき1回 [打込前後]	
						変位	施工延長20mにつき1回 [打込後]	
						数量	全数量 [打込後]	

出来形管理写真撮影箇所一覧

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下水道	I管路	4,5管きょ工(小口径推進、推進)	3推進工		推進工	各種設備設置撤去状況 (推進設備、掘進機、坑口、泥水処理設備等)	施工箇所に1回 [施工中]		
						推進状況(掘削、送排泥、裏込注入等)	施工箇所に1回 [施工中]		
						中心線の変位(水平)	施工箇所に1回 [推進後]		
下水道	I管路	4,5管きょ工(小口径推進、推進)	4立坑内管布設工		空伏工	施工状況	施工箇所に1回 [施工中]		
						幅	施工箇所に1回 [施工後]		
						高さ			
						中心のずれ			
下水道	I管路	6管きょ工(シールド)	3一次覆工		掘進工	各種設備設置撤去状況 (シールド機、支圧壁、坑口、軌条設備等)	施工延長40mにつきに1回 [施工中]		
						セグメント組立状況	施工延長40mにつきに1回 [施工中]		
						掘進状況(掘削、送排泥、裏込注入等)	施工箇所に1回 [掘進中]		
						中心線の変位(水平)	施工延長40mにつきに1回 [掘進後]		
下水道	I管路	6管きょ工(シールド)	4二次覆工		二次覆工	各種設備設置撤去状況	施工延長40mにつきに1回 [施工中]		
						覆工状況	施工延長40mにつきに1回 [施工中]		
						中心線の変位(水平)			
						二次覆工厚			
						仕上がり内径	施工延長40mにつきに1回 [覆工後]		

出来形管理写真撮影箇所一覧

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
下水道	I 管路	7 管きよ 工更生工	3 管きよ 内面被覆工		反転・形成工法	前処理工	1施工箇所に1回 [施工中]	最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に準拠して実施する。
						挿入状況(引込作業状況、圧力管理状況等)	管径毎に1回 [施工中]	
						硬化状況(圧力管理状況、温度管理状況)	管径毎に1回 [施工中]	
						管口硬化収縮状況(内径測定状況)	1スパン毎に上下流各1回 [施工中]	
						本管管口切断状況	適宜 [施工中]	
						取付管管口せん孔状況	管径毎に1回 [施工中]	
						更生管仕上がり状況(施工前、施工後)	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]	
						更生管仕上がり厚さ(ノギスで測定)	1施工箇所に1回 [施工中]	
						更生管仕上がり内径	1スパン毎に上下流各1回 [施工後: 硬化直後、硬化後24時間以降]	
下水道	I 管路	7 管きよ 工更生工	3 管きよ 内面被覆工		製管工法	取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所に付き1箇所 [施工後]	最新版の「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)」に準拠して実施する。
						前処理工	1施工箇所に1回 [施工中]	
						製管作業状況	管径毎に1回 [施工中]	
						充てん剤注入作業状況	管径毎に1回 [施工中]	
						本管管口切断状況	適宜 [施工中]	
						管口状況(仕上がり内径測定状況)	1スパン毎に上下流各1回 [施工中]	
						取付管管口せん孔状況	管径毎に1回 [施工中]	
						更生管仕上がり状況(施工前、施工後)	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]	
						更生管仕上がり内径寸法測定	1スパン毎に上下流各1回 [施工後]	
						取付管口仕上がり状況	1スパン毎、かつ5箇所に付き1箇所 [施工後]	

出来形管理写真撮影箇所一覧

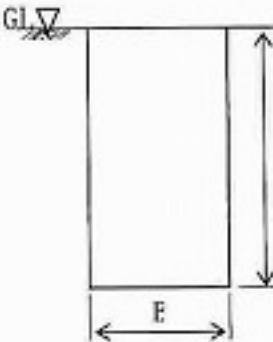
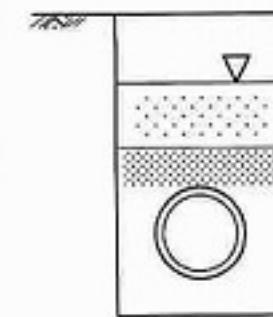
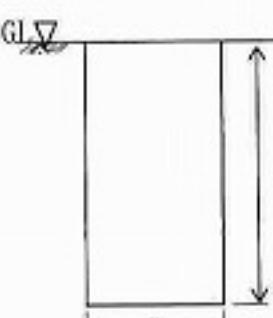
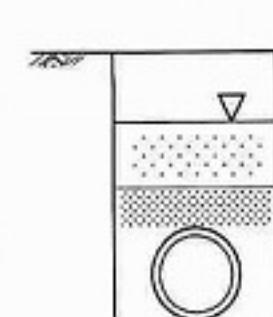
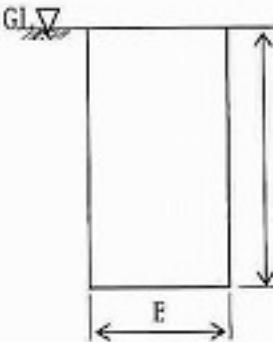
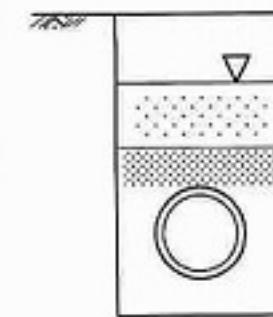
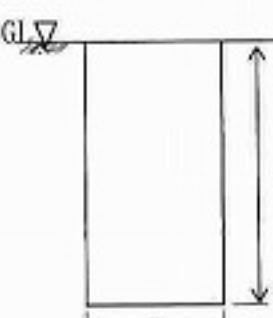
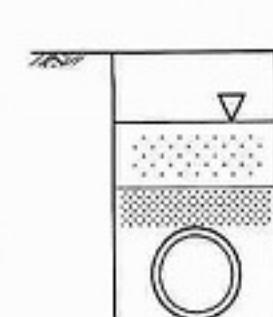
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
下水道	I 管路	7 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	据付状況	施工箇所に1回 [施工中]		
						幅(内法)	施工箇所に1回 [施工後]		
						壁厚			
下水道	I 管路	7 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		マンホール基礎工	施工状況	施工箇所に1回 [施工中]		
						床掘深	施工箇所に1回 [施工後]		
						基礎工事幅			
						基礎工高			
						コンクリート幅			
						コンクリート高			
下水道	I 管路	7 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	据付状況	施工箇所に1回 [施工中]		
下水道	I 案路	7 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	据付状況	施工箇所に1回 [施工中]		
下水道	I 管路	8 特殊マンホール工	4 車体工		現場打ち特殊人孔	施工状況	施工箇所に1回 [施工中]		
						幅	施工箇所に1回 [施工後]		
						高さ			
						壁厚			
下水道	I 管路	8 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工		伏せ越し室・雨水吐室	施工状況	施工箇所に1回 [施工中]		
						幅	施工箇所に1回 [施工後]		
						高さ			
						厚さ			

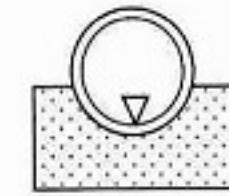
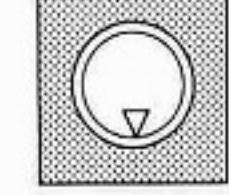
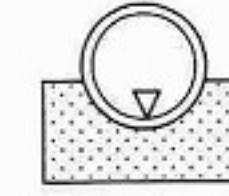
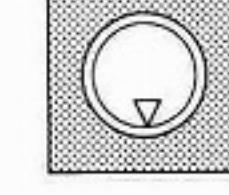
出来形管理写真撮影箇所一覧

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
下水道	I 管路	8 特殊マンホール工	伏せ越し管工		伏せ越し管	布設状況	施工箇所に1回 [施工中]	
						中心線の変位（水平）	施工箇所に1回 [施工後]	
下水道	I 管路	8 特殊マンホール工	越流堰（雨水吐室）		越流堰（雨水吐室）	施工状況	施工箇所に1回 [施工中]	
						幅（厚さ）	施工箇所に1回 [施工後]	
						高さ（深さ）		
						延長（長さ）		
下水道	I 管路	8 特殊マンホール工		中継ポンプ施設		施工状況	施工箇所に1回 [施工中]	
						幅、長さ	施工箇所に1回 [施工後]	
						深さ		
						壁厚		
下水道	I 案路	9 取付管およびます工	4 ます設置工		公共ます	設置状況	施工箇所に1回 [設置中]	
						ます深	施工箇所に1回 [設置後]	
下水道	I 管路	9 取付管およびます工	5 取付管布設工		取付管	布設状況	施工箇所に1回 [施工中]	

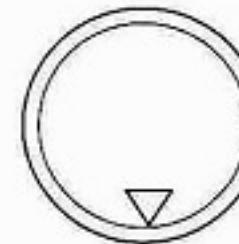
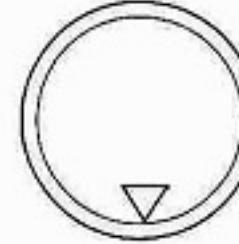
出来形管理写真撮影箇所一覧

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
下水道	1 管路	1 2 立坑工			立坑工	施工状況（立坑設置状況、立坑基礎設置状況）	施工箇所に1回 [施工中]	
						寸法	施工箇所に1回 [施工後]	
						深さ		
下水道	1 管路	1 2 立坑工			立坑土工	施工状況	施工箇所に1回 [施工中]	
						碎石基礎幅	施工箇所に1回 [施工後]	
						碎石基礎厚		
						底版コンクリート幅		
						底版コンクリート厚		

	編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
日本水協基準	下水道	1管路	3管路土工 (開削)	3管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。			
					幅 B	-50				
境港市基準	下水道	1管路	3管路土工 (開削)	3管路埋戻	基準高▽	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。			
境港市基準	下水道	1管路	3管路土工 (開削)	3管路掘削	深さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定ただし、マンホール間距離が5m以下の箇所については、管理不要とする。			
					幅 B	-50				
境港市基準	下水道	1管路	3管路土工 (開削)	3管路埋戻	基準高▽ (舗装天からの下がり)	±30	マンホール間ごとに1箇所測定ただし、マンホール間距離が5m以下の箇所については、管理不要とする。 また、舗装天からの下がり計測でよいこととする。			

	編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
日水協基準	下水道	1管路	3管きょ工(開削)	4管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。	 	
						中心線の変位 (水平)	±50			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	-ℓ/500 かつ-200			
						総延長 L	-200			
境港市基準	下水道	1管路	3管きょ工(開削)	4管布設工	管布設 (自然流下管)	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位(水平)は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。	 	
						中心線の変位 (水平)	±50			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	ℓ≤10m ℓ>10m			
							-20 -ℓ/500 かつ-200			
						総延長 L	-200			

出来形_2

	編	章	節	条	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
日水協基準	下水道	1管路	4,5管きょ工(小口径推進、推進)	3推進工	推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。		
						中心線の変位 (水平)	±50			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	-ℓ/500 かつ-200			
						総延長 L	-200			
境港市基準	下水道	1管路	4,5管きょ工(小口径推進、推進)	3推進工	推進工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位(水平)は、推進管1本ごとに1箇所測定する。 延長ℓはマンホール間を測定する。		
						中心線の変位 (水平)	±50			
						勾配	±20%			
						延長 ℓ	ℓ≤10m ℓ>10m			
							-20 -ℓ/500 かつ-200			
						総延長 L	-200			

日水協基準					境港市基準						
番号	工種	写真管理項目			摘要	番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度				撮影項目	撮影頻度[時期]		

省 略

省 略

提出頻度を削除

日水協基準						境港市基準											
編	章	節	条	枝番	工程	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工程	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目		

省 略

省 略

提出頻度を削除

	編 章	節 条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
					撮影項目	撮影頻度[時期]		
日水協基準	下水道	1 管路	3 管 きよ 工 (開削)	3 管 路 土 工	管路掘削	掘削状況	マンホール間ごとに1回する。 【施工中】	
						深さ	マンホール間ごとに1回 【掘削後】	
						幅		
境港市基準	下水道	1 管路	3 管 きよ 工 (開削)	3 管 路 土 工	管路埋戻	埋戻状況	マンホール間ごとに1回 【施工中】	
						掘削状況	マンホール間ごとに1回 マンホール間距離が5m以下の箇所については、管理不要とする。 【施工中】	
						深さ	マンホール間ごとに1回 マンホール間距離が5m以下の箇所については、管理不要とする。 【掘削後】	
	下水道	1 管路	3 管 きよ 工 (開削)	3 管 路 土 工	管路埋戻	埋戻状況	マンホール間ごとに1回 マンホール間距離が5m以下の箇所については、管理不要とする。 【施工中】	